

結婚により大多喜町で新生活を始める夫婦を支援するため、住宅の取得・賃貸・引越費用に対して最大 30 万円を補助します。

# 大多喜町 結婚新生活 支援事業 補助金



## 1.対象となる世帯

対象となるのは、次の要件をすべて満たす方です。

- (1) 令和3年1月1日から令和4年3月31日に婚姻届を提出し受理された夫婦
- (2) 婚姻届が受理された日の夫婦のいずれもの年齢が39歳以下であること
- (3) 補助申請時に、夫婦がともに大多喜町内に居住し、住民票の住所が新居の所在地となっていること
- (4) 夫婦の所得を合算した金額が400万円未満であること
  - ・婚姻を機に離職し無職の場合、離職した者については所得なしとします。
  - ・貸与型奨学金を返済している場合は年間返済額を当該年度の所得から控除できます。
- (5) 他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと
- (6) 過去にこの制度に基づく補助を受けたことがないこと
- (7) 夫婦が町税等を滞納していないこと。町外から転入している場合、転入前の市区町村の市町村税の滞納がないこと
- (8) 新婚世帯が大多喜町暴力団排除条例に規定する暴力団員等でないこと

## 2.補助の対象

令和3年1月1日から令和4年3月31日までに支払った次の費用

- (1) 住居費(取得費用、賃料、礼金、共益費、仲介手数料)
  - ※住宅手当支給分、土地、設備、光熱水費、家具及び電化製品に係る経費は対象外
- (2) 引越し費用(引越し業者または運送業者への支払いにかかる実費)
  - ※不用品の処分費用、自ら借りたレンタカー代及び友人に頼んだ謝礼金は対象外

## 3.補助額

住居費と引越費用の合計額で、1世帯あたり30万円を上限とします。

## 4.申請期間

令和4年3月31日まで

\*ただし、予算額に達した時点で申請の受付を終了します。



問合せ：大多喜町役場 企画課

TEL：0470-82-2112 E-mail：kotsu@town.otaki.lg.jp

## 申請手続き

事前  
相談

申請書類  
ご提出

書類  
審査

決定通知の  
受取り

振込み

## 補助金の申請

**\* 補助金の交付を申請する方は、事前にお問合せください。**

**対象要件の確認のため、夫婦の所得が分かる資料(源泉徴収票・確定申告書の控え等)をご用意ください。**

次の必要となる書類を大多喜町役場1階企画課の窓口までご提出ください。

- ・大多喜町結婚新生活支援事業補助金交付申請書兼請求書(第1号様式)
- ・同意書兼誓約書(第2号様式)
- ・婚姻後の戸籍謄本または婚姻届受理証明書
- ・新婚世帯の住民票
- ・新婚世帯の所得証明書または非課税証明書
- ・新婚世帯の市町村税の滞納がないことを証する書類
- ・貸与型奨学金の返済額がわかる書類(当該奨学金の貸与を受けている場合)
- ・新居の契約書の写し(工事請負契約書・売買契約書・賃貸借契約書等)
- ・住居費を支払ったことを証する書類(住宅ローン契約書・領収書等の写し)
- ・新居に係る手当の支給を受けている場合は、当該手当の支給を証する書類
- ・引越費用を支払ったことを証する書類(領収書の写し)
- ・離職票の写し又は退職証明書等離職したことが分かる書類(離職している場合)

## 対象要件チェックシート

チェック欄	対象要件(下記のすべてに該当していること。)
<input type="checkbox"/>	令和3年1月1日から令和4年3月31日までの間に婚姻届が受理されている。
<input type="checkbox"/>	婚姻届を受理された日における夫婦の双方が39歳以下である。
<input type="checkbox"/>	夫婦の所得を合算した額が400万円未満であること。 * 貸与型奨学金を返済している場合は、年間返済額を当該年度の所得から控除できません。 * 婚姻を機に離職し無職の場合、離職した者については所得なしとします。
<input type="checkbox"/>	補助申請時に大多喜町に居住し住民票の登録があること。
<input type="checkbox"/>	他の公的制度による家賃補助を受けていないこと。
<input type="checkbox"/>	夫婦が町税等を滞納していないこと。
<input type="checkbox"/>	過去にこの制度に基づく補助を受けたことがないこと。
<input type="checkbox"/>	世帯全員が暴力団員等でないこと。